

# 「争続」対策セミナー

12月1日  
相続手続  
支援センター  
9つの事例から学ぶ

「争族」の種になり得る事例について、内容と結論、対策を説明する。

専任相談委員の清水

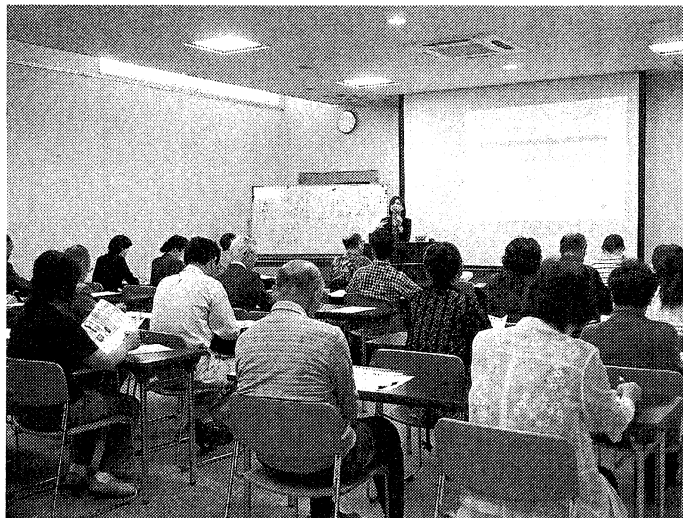
飯田市育良町の相続の希薄化、個々の権利手続支援センター飯田店（高木幹夫センター長、本社・松本市）は「あなたは大丈夫？9つの事例から学ぶ争続対策セミナー」を12月1日、飯田市内郷の南1・2階研修室で開く。

今回は「相続人が認知症」「葬儀費用は誰が払うべきか」「外国人が相続人」「農地で採めるケース」など、実際の争続事例や「争続」や「争族」の種になり得る事例について、内容と結論、対策を説明する。

午前10時から正午まで。講師は同センター専門委員の清水あゆ子さん。定員30人。参加無料で予約制。

飯田店は相続手続に関する相談を聞き、手続に必要な専門家も交えて悩みを解決してもらおうと、松本と長野の2店に続いて今年3月に開設。全国的に増えている人間関係

商  
界  
チャンネル



他地域で過去に開いたセミナー

平成24年11月28日  
南信州新聞 掲載